

平成 24 年度第 1 回福岡市障がい者等地域生活支援協議会

開催日：平成 24 年 8 月 31 日（金）

【事務局】 定刻よりも少し早いのですが、皆様お揃いになりましたので、ただ今から「福岡市障がい者等地域生活支援協議会」を開催いたします。

私は、本協議会の事務局を担当いたします福岡市保健福祉局障がい者在宅支援課長の竹森です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員総数20名のところ19名の方がご出席で、過半数に達しておりますので、本協議会要綱第5条第3項の規定により、本協議会は成立いたしておりますことをご報告いたします。

また、福岡市情報公開条例に基づき、本協議会は原則公開となっておりますので、よろしく申し上げます。

委員の皆様には事前に送付させていただきましたが、ここで、会議資料の確認をさせていただきます。

事前にお送りしておりますのは、

- ・ 会議次第、委員名簿
- ・ 会議資料の資料 1—①から⑦、資料 2—①と②
- ・ 平成24年度区部会委員名簿（案）
- ・ 福岡市障がい者等地域生活支援協議会就労支援部会企画案

でございます。

そのほか本日配布する資料といたしまして、

- ・ 座席表
- ・ 委員名簿の差し替え、資料 1—④の差し替え

がございます。おそろいでしょうか。よろしいでしょうか。

委員の皆様のお手元には、委員就任に関する委嘱状と、昨年度末に本市が策定いたしました「福岡市障がい保健福祉計画」を配布いたしております。

それでは、開会にあたり、福岡市を代表いたしまして、福岡市保健福祉局高齢者・障がい者部長の榎本からご挨拶申し上げます。

【高齢者・障がい者部長】 皆様こんにちは。福岡市保健福祉局高齢者・障がい者部長の榎本でございます。本日はご多用のところ、まだまだ暑い中、皆様におかれましては福岡市障がい者等地域生活支援協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。今回の委員就任につきましては、皆様をお願いにあがりまして、本当にご快諾いただきまして誠に感謝申し上げます。

本協議会の初めての開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

平成 18 年度の障害者自立支援法の施行に伴い、地域における障がい福祉の関係者のネッ

トワーク構築という主旨から、平成19年6月に、福岡市内を4つの地域に分けて自立支援協議会を設置することとし、それぞれ独立した組織として運営してきたところですが、この度、皆様方に委員にご就任いただきましたこの地域生活支援協議会につきましては、従前の自立支援協議会の組織を全面的にリニューアルして発足したものでございます。

これは、平成22年度の自立支援法の一部改正によりまして、協議会の設置が法律に規定されましたこと、そして協議会の新たな機能として、市が定める障がい福祉計画に意見を述べる事が追加されましたので、その機能に見合うように組織体制をどのように変更するかということにつきまして、4つの自立支援協議会の会長様方を中心に、約1年間ご議論いただくとともに、昨年度末に福岡市が策定いたしました「福岡市障がい保健福祉計画」におきましても、「自立支援協議会は、障がい者等の地域生活の課題解決機能の強化が課題となっているため組織体制を見直す」としたことを受けまして、これまで準備を進めてきたものでございます。

その結果、地域生活支援協議会につきましては、全市域を対象として1カ所設置するいたしますとともに、支援の現場関係者が集い、個別の事例検討などを通じてネットワークを強めるための部会を区ごとに設置するというほか、専門的な調査・研究等を行う専門部会を必要に応じて設置するという組織にいたしましたところでございます。

さらに、皆様ご存知のとおり、本年6月には障がい者総合支援法が成立しております。この法律によりまして、自立支援協議会は単に「協議会」と称されるようになり、地域の実情に合った名称が付けられるようになりますとともに、その協議会には障がいの当事者とその家族を委員として入れることが規定されたところでございます。法律の施行は来年度でございますが、この地域生活支援協議会はそれらを取先行した形で作らせていただいたものでございます。

また、部会や協議会の運営につきましては、障がい者の支援に現場で取り組む相談支援センター等と市と一緒に協議していく体制をとっており、現場重視の考え方に立っているところでございます。

今後、福岡市といたしましては、「福岡市障がい保健福祉計画」に掲げた目標像である「障がいのある人とない人が等しく地域の中で自立し、社会の一員として共に生きる社会」を目指しまして各種取組みを計画的に推進してまいります。本協議会では、支援の現場から上がってきました、障がい者等が直面いたします、いろいろな地域課題に対しまして、関係者が協議を行っていくことによりまして、障がい福祉の様々な関係機関とのネットワーク機能を高めましたり、人材育成を図ることなどを通じまして、課題解決に結びつけていく、大変重要な役割を担うこととなります。

また、来年度末を目途にいたしまして、本市の次期障がい保健福祉計画の策定検討にあたっての意見をいただくこととしております。

従来、障がい保健福祉計画を策定する際には、アンケート形式で障がい児・者実態調査を行って必要なデータを収集してまいりましたが、これに加えまして、次回からは本

協議会の意見提言も基にいたしまして検討していくこととなりますので、皆様方には地域において直面している障がい者等の福祉課題にフィットする取組みについての意見提言をおまとめいただきますように期待いたしているところでございます。

今年度は今回を含めまして、2回の開催を予定しているところでございますが、委員の皆様には本協議会の重要な役割についてご理解いただき、福岡市の障がい福祉施策の推進に対する更なるご協力をよろしく願いいたしまして、開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは、本日の会議次第についてご説明いたします。お手元の会議次第をご覧ください。まずこの後に、委員の紹介をいたしまして、事務局から本協議会の機能などにつきましてご説明をいたしまして、その後に議事ということになります。議事につきましては、本協議会の正副会長の互選と、区部会委員の選任、就労支援部会の設置についてでございます。

それでは、本日の協議会は第1回目ですので、お手元にお配りしております委員名簿に従いまして、事務局からご紹介させていただきます。恐れ入りますが、一言ご挨拶をいただければと思います。

それでは、まず、野口委員でございます。

【委員】 西南学院大学の野口でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 浅田委員でございます。

【委員】 知的障がいの関係の保護者団体からまいりました浅田でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 磯田委員でございます。

【委員】 精神保健福祉協議会から来ました磯田と言います。日頃は早良区の「ぷらっと」という地域活動支援センターで施設長をしております。また、精神障がいの当事者でもあります。よろしくお願いいたします。

【事務局】 今里委員でございます。

【委員】 こんにちは。福岡市身体障害者福祉協会の今里でございます。所属は日本オストミー協会の理事と合わせて、福岡市の支部長もやっております。これからみなさんと一緒に勉強させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【事務局】 奥野委員でございます。

【委員】 私たちの発達障がい者の親の団体は、福岡市自閉症協会と福岡発達障がい者親の会「たけのこ」、それから私たちの福岡市成人期高機能自閉症・アスペルガー症候群親の会「あすなろ」の3団体あります。その3団体の代表としてまいりました奥野でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 廣松委員でございます。

【委員】 福岡市手をつなぐ育成会の方で相談員をさせてもらっておりますが、知的障がい児を抱える保護者としても参加させていただいております。よろしくお願いいたしま

す。

【事務局】 岩見委員でございます。

【委員】 皆様、こんにちは。福岡市中央区知的障がい者相談支援センターのセンター長をしています岩見と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局】 大畑委員でございます。

【委員】 こんにちは。東区の精神障がい者相談支援センターの大畑と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局】 緒方委員でございます。

【委員】 こんにちは。福岡市発達障がい者支援センター、ゆうゆうセンター所長の緒方でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 花井委員でございます。

【委員】 本日の会場である、あいあいセンターの花井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 宮崎委員でございます。

【委員】 福岡市立西部療育センターのセンター長をさせていただいております、宮崎と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局】 末松委員でございます。

【委員】 福岡市民間障害施設協議会から代表して参加しております、末松でございます。地域生活を送っておられる方 100 名が通うワークショップたちばなの施設長をして、本当にいろいろなタイプの障がい種別の方が通っておられます。併せて地域生活に必要なショートステイとか、ヘルパー派遣とか、あるいはグループホーム等々の管理者も兼任しておりますので、たくさんのニーズと課題を抱えて参加しております。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 中村委員でございます。

【委員】 こんにちは。ご紹介に預かりました中村と申します。私、所属は福岡市障がい者生活支援事業所連絡会ということで、居宅介護、行動援護、移動支援等の訪問系サービス事業所の連絡会ということで活動しております。よろしくお願いいたします。

【事務局】 長谷川委員でございます。

【委員】 こんにちは。私は福岡県精神科病院協会に所属しております、精神科医をしています、長谷川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 黒田委員でございます。

【委員】 こんにちは。福岡市障がい者就労支援センター所長をさせていただいております黒田と申します。日頃から本当にお世話になっております。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 高嶋委員でございます。

【委員】 こんにちは。福岡市立特別支援学校校長会の方からまいっております。学校

は屋形原特別支援学校の方になっております。それから本年度、特別支援学校PTA連合会の事務局長を仰せつかっております。どうぞよろしく願いいたします。

【事務局】 古賀委員でございます。

【委員】 福岡県弁護士会に所属しております弁護士の古賀美穂と申します。弁護士会内の高齢者障害者委員会の委員長をやっております。また、社会福祉士会の外部理事もやらせていただいております。本年度は障害者虐待防止法の施行に伴って、社会福祉士会と弁護士会とで障がい者の虐待事案に対応するチームを組織化しようということで、今動いております。よろしく願いいたします。

【事務局】 福本委員でございます。

【委員】 福岡市社会福祉協議会事務局長の福本です。よろしく願いいたします。

【事務局】 森住委員でございます。

【委員】 福岡市民生委員児童委員協議会の副会長をしております森住です。よろしく願いいたします。

【事務局】 本日、福岡障害者職業センター所長の今若委員は、ご欠席ということでございます。続きまして事務局の紹介を改めてさせていただきます。保健福祉局高齢者・障がい者部長の榎本でございます。

【高齢者・障がい者部長】 榎本でございます。改めてよろしく願いいたします。

【事務局】 わたくし、障がい者在宅支援課長の竹森でございます。それから、障がい者施策推進担当主査の板本でございます。

【事務局】 板本でございます。よろしく願いいたします。

【事務局】 それから、自立支援係長の中菌でございます。

【事務局】 中菌でございます。障がい者の就労支援を担当させていただいております。よろしく願いいたします。

【事務局】 それから担当の森住でございます。

【事務局】 自立支援係の森住と申します。どうぞよろしく願いいたします。

【事務局】 それでは、まず、事務局からの説明事項について、障がい者施策推進担当主査からご説明いたします。

【事務局】 それでは、レジュメで申しまして、まず1つめの説明事項であります「福岡市障がい者等地域生活支援協議会の組織・機能等について」ご説明いたします。

お手元の資料でございますが、右肩に1-①から1-⑦と書いている資料でご説明いたします。

まず、1-①をご覧ください。本協議会の組織のイメージ図を記載しております。先程、部長の挨拶にもありましたが、本協議会は市に1つ設置しております。その下に7つの区部会を設置しております。また、必要に応じて専門部会を設置することもございます。

協議会と区部会の役割をその下に記載しておりますが、協議会は市単位でのネットワーク構築及び課題の共有、地域の社会資源の開発・改善、障がい保健福祉計画への意見など

を主な役割としておりまして、常設機関となっております。区部会は、地域の課題の明確化と区内のネットワーク構築などを主な役割としており、これも常設機関となっております。専門部会は、特定の事項の調査・研究、市に提案する施策案の作成などが主な役割となっており、これは必要に応じて設置するものとなっております。

次に1—②をご覧ください。本協議会の設置運営要綱でございます。

第1条には設置の根拠法令を記載しております。本協議会は障害者自立支援法第89条の2の規定に基づき設置する「自立支援協議会」として設置するものと説明しております。

また、本協議会の名称にある障がい者等とは、障がい者若しくは障がい児のことであるとの説明を入れております。

第2条には本協議会の機能を列記しております。第1項には次にに関する協議を行うとしており、第1号から第6号まで列記しております。第1号にはネットワーク構築と課題の情報共有に関する協議。第2号には個別事例へのあり方に関する協議。第3号には地域の社会資源の開発・改善に関する協議。第4号には委託相談支援事業者等の運営評価に関する協議。第5号には相談支援事業従事者への研修に関する協議。第6号はその他としております。次に第2項には、福岡市が策定する障がい保健福祉計画に対して、市長の求めに応じて意見を述べることを規定しております。次の第3条は委員の規定です。第1項は委員構成。第2項は委員の任期を3年と規定しております。本日はお手元に委嘱状をお配りしていますが、そこに皆様の任期を記しております。本日から3年間としております。

次の第4条は会長、副会長の規定です。第1項は会長、副会長の互選を決めております。これは本日の最初の議事となっております。

次は右側に移りますが、第5条会議の規定となっております。第1項には会長が会議の議長となること、第2項には定足数。第3項に採決の方法を定めております。また、第4項には必要に応じて参考人を呼ぶことができる旨を規定しております。

次の第6条は区部会の規定です。第1項には協議会と区部会の関係、及び区部会の活動について規定しております。協議会は行政区ごとに区部会を設け、次の活動を行わせるとしており、まず個別事例の検討を通じて課題を明確化すること、そして関係機関等のネットワークの強化。これが第1号に規定していることです。そして第2号はその他としております。第2項は区部会委員の選任と委員構成でございます。区部会委員は会長が選任すると規定しております。本日の2つめの議事は区部会委員の選任でございます。区部会は6月から準備会という形ですでに活動を始めております。本日委員の選任が終われば、本日から正式に区部会が発足するということとなります。委員構成は、後ほど詳しくご説明いたしますが、1号に書いてありますとおり、区の障がい者等の福祉関係課の職員。第2号に書いてあります、特別支援学校の進路又は支援部関係者。それから第3号にある区内の委託相談支援事業従事者。そして区内の児童発達支援センターの職員。そして第5号はその他となっており、ほとんど従前の自立支援協議会の運営委員が引き続き就任する形となっております。第3項には、区部会の運営は部会運営要領で定めるとしてしております。要領に

つきましては後ほどご説明いたします。

次の第 7 条は専門部会でございます。第 1 項には専門部会とは、特定の事項の調査、研究、施策提案の検討等を行うものとして、必要に応じて設置できると規定しております。第 2 項には専門部会の委員は会長が選任すること、第 3 項には専門部会の運営は部会運営要領で定めることを規定しております。

第 8 条では守秘義務を規定しております。

第 9 条では、障がい者在宅支援課が本協議会の庶務を行うことを決めております。

次に資料 1-③をご覧ください。部会運営要領でございます。

要領の第 2 条は区部会の運営について規定しております。第 1 項は区部会は協議会に活動報告をしなければならない旨の規定です。第 2 項は臨時委員の規定です。臨時委員も会長が選任するとしております。第 3 項には、福岡市障がい者相談支援機能強化事業を行うに当たり配置する、機能強化専門員が区部会の運営と個別事例の検討を支援するため、すべての区部会に参加すると規定しております。第 4 項では個別事例の検討は指定様式を用いることを規定しております。この指定様式につきましては、また後程ご説明いたします。第 5 項は区部会の開催頻度で、原則として毎月開催としております。第 6 項は必要に応じて区部会に参考人を呼ぶことができる旨の規定です。第 7 項は逆に参考人の方から区部会へ参加したいときは参加することができる旨の規定です。第 8 項は区部会事務局の規定をおいております。

次の第 3 条は専門部会の運営について規定しております。第 1 項には専門部会の設置の方法を定めておまして、専門部会は設置しようとする関係機関等が企画書を協議会に提出し、認められた場合に設置できるとしております。第 2 項は協議会に対し活動報告を義務づけた規定です。第 3 項は部会長、副部会長を互選する旨の規定です。次の第 4 項、右側の第 5 項は説明を省略いたしまして、第 6 項は部会長が専門部会の議長となる旨の規定です。第 7 項は専門部会にも参考人を呼ぶことができる旨を規定しております。第 8 項は事務局についてでございますが、障がい者在宅支援課が企画書に事務局として記載された関係機関等、及び市の関係部署と調整して決定すると規定しております。

次の第 4 条は事務局合同会議の規定でございます。事務局合同会議は、協議会運営に関する調整や行政及び事務局間の連携などのため、相談支援機能強化専門員、7つの区部会そして専門部会の事務局、市の障がい者等の福祉関係課で構成し、原則として毎月開催するとしており、第 2 項ではその事務局は障がい者在宅支援課又は当課が委託した事業者が行うものと規定しております。

次に資料 1-④をご覧ください。区部会及び協議会の活動スケジュールの予定でございます。

区部会は要綱に規定されているとおり、ネットワークづくりと事例検討が主な役割でございますが、事例検討の中で全市的に検討する必要があるものについては、協議会に上げられてまいります。

協議会は、本年度は 8 月のほかには 2 月頃に予定しております。その時には区部会から上げられた事例を基に、要綱第 2 条第 1 項に記載する各種協議を行ってまいります。以下、次年度におきましてもこのような協議を継続してまいります。次年度 25 年度の大きな特徴は要綱第 2 条第 2 項に記載する意見提言のまとめでございます。7 月頃の開催時には課題整理。12 月頃の開催時には意見提言案の作成。2 月頃には意見提言のまとめを行い、市に提出という流れになっております。市に提出された意見提言は、市が策定する次期障がい保健福祉計画の策定検討にあたって、その内容を反映していくこととなります。そして 26 年度からはまた要綱第 2 条第 1 項に記載する各種協議のみ行ってまいります。このような流れで今後 3 年間進んでまいります。

次に資料 1-⑤をご覧ください。区部会の委員構成についてでございます。

区部会の委員につきましては要綱第 6 条第 2 項に規定しておりますが、この資料は実際の委員構成をお示したものでございます。ほとんど従前の自立支援協議会の運営委員が引き続き就任しております。

1 の区部会委員のところでございますが、東区から西区までの各区の委員構成を記載しております。まず、行政は福祉・介護保険課及び健康課の係長が委員となっております。西区につきましては、糸島市さんが参加されていらっしゃいます。糸島市さんは本年度から糸島市独自の自立支援協議会を設置されておられますが、従前、早良・西地域自立支援協議会を共同で運営していた関係から、本市とのネットワーク維持のため希望されて、臨時委員として参加されていらっしゃいます。そのため西区は委員の数が全区で最多の 8 人となっております。

学校は特別支援学校の特別支援教育コーディネーター又は進路担当者等が委員となっております。博多区は学校の立地の関係で、2 校参加しておられます。

相談支援等につきましては、知的障がいと精神障がいは相談支援センターが事務局として参加しております。身体障がい者の相談機関としては、東、博多、城南にフレンドホームが臨時委員として参加するとともに、正規委員として、あいあいセンターの障がい者生活支援相談室が参加しております。この生活支援相談室は中央区の正規委員でございますが、全市を担当しておりますので、他の区の障がい者に関する個別事例を検討する際には、当該区に参考人として参加できるようになっております。

児童発達支援センターとしては、東区に東部療育センター、中央区にあいあいセンターの療育課、西区に西部療育センターがそれぞれ正規委員として参加いたしております。あいあいセンター療育課は博多、南、城南も担当しておりますので、生活支援相談室と同様に、それらの区にも参考人として参加できるようになっております。また西部療育センターも早良区に参考人として参加できるようになっております。

その他のところには、相談支援機能強化専門員をカッコ書きで記載しております。機能強化専門員は要綱第 6 条第 2 項の規定では区部会委員となっておりますけれども、部会運営要領第 2 条第 3 項に規定しているとおり、区部会の運営や個別事例の検討支援のため、

すべての区部会に参加することとなっております。

その下には区毎の人数を記載しております。この人数には機能強化専門員は含んでおりません。最も多い区は西区で 8 人、次に東区、博多区、南区が 7 人などとなっております、合計は 45 人となっております。

次に、2 番の参考人についてでございますが、これはどこかの区部会の委員というわけではございませんが、必要に応じてすべての区部会に参加できる機関として、想定しているものを例示しております。行政は本庁の各所管課、学校は特別支援学級等を想定しております。広域相談といたしましては障がい者更生相談所、精神保健福祉センター、ゆうゆうセンター、就労支援センター等を想定しております。また、サービス事業者をお呼びする場合もあると考えております。

次に資料 1-⑥をご覧ください。区部会から協議会までの課題整理の流れについてでございます。

ここでは、区部会で行われた個別事例の検討がどのような流れで協議会へ上げられるかをご説明いたします。左側、「区部会」と書いてありますところの「ステップ 1 個別事例の検討」ですが、これは資料 1-⑦と合わせてご覧下さいませでしょうか。

資料 1-⑦は部会運営要領第 2 条第 4 項に規定する指定様式でございますが、この白い部分をあらかじめ事務局が記入しておきます。そして右下の網掛けの部分、「利用可能性のある社会資源の再検討」と「残された課題」を区部会で協議し、意見を整理していきます。この残された課題を地域課題と呼ぶことが多いのですが、それは資料 1-⑥の下の欄外の※印に記載しておりますとおり、「解決が難しい個別の生活課題と地域特性や社会資源の状況を摺り合わせ、分析した結果、見出された課題を言う。」としております。そして、ステップ 1 の最後でございますが、全市で検討すべき地域課題が出てきた場合には協議会事務局へ報告するということとなります。

次に資料 1-⑥の真ん中にある「事務局の合同会議」と記載したところですが、「ステップ 2 課題の整理」でございますが、協議会事務局は区部会事務局から報告のあった事例を、部会運営要領第 4 条に規定する事務局合同会議にかけまして、再度事例の読み込みと内容把握を行った後、課題をカテゴリーごとに分類し、地域の社会資源の過不足を考慮し、優先順位をつけていきます。

そして「ステップ 3 対応策（案）の検討」でございますが、協議会でどのような方向性で協議を行っていただくのかを整理して資料を作成する際に、概ね次の 4 つの方向性で整理を行ってまいります。

まず、情報機能といたしまして、社会資源はあるので情報共有をすることで課題解決に結びつく場合はその方向性で整理いたします。

次にネットワークを組むことによって課題解決が見込まれるようなものはその方向性で整理いたします。

次に障がい者の支援に関わる人の教育など人材育成が必要なものはその方向性で整理い

たします。

最後に新たに社会資源を作り出すか又は現行の社会資源を見直して改善する必要のあるものはその方向性で整理をいたしてまいります。

そして右側、「協議会」と記載しているところの「ステップ4 具体的協議・検証」でございますが、事務局から報告された課題についての情報共有と課題への取組、対応策の案について協議を行っていただきます。そして、課題解決へ向けた具体的なアクションについても協議ができればと考えております。

それが終わりましたら、また真ん中の「事務局の合同会議」に戻りますが、「ステップ5 取組の実施及び管理」でございます。具体的なアクション、取組についての進捗を合同会議で確認していきます。

最後にまた右側の「協議会」という欄に戻りますが、「ステップ6 取組効果の検証等」でございますが、協議会で提案された取組の結果を検証、そして総括といたしまして、障がい保健福祉計画でございますが、それに対する意見を述べるという流れになっております。

ここで「3年間の総括として」と記載しておりますが、計画期間が3年であるため、このように記載しておりますが、本協議会は初回につきまして来年度末には意見提言をおまとめいただきますので、最初につきましては3年も無いということになります。

以上で資料1の説明を終わります。

続きまして、レジュメの2つめの説明事項であります「福岡市の相談支援体制と協議会との関係」についてご説明いたします。資料は資料2-①、そして②のA3横の資料でご説明いたします。

資料2-①でございますが、これは先程ご説明いたしました資料1-⑥「課題整理の流れについて」と内容は同じでございますが、いわばそれを図式化したものでございます。

一番下の方からご覧いただきますと、まず障がい者等の相談支援事業者が行う日頃の支援活動というのがまず根っことなっております。そこに資料2-②参照と書いてございますが、資料2-②といたしますのは、福岡市内に設置しております相談支援事業及び児童発達支援センター事業の委託事業者の位置図を示しております。

また資料2-①に戻っていただきますと、この日頃の支援活動の中で、サービス等の社会資源を利用いたしましても課題解決が困難な事例があれば、それが区部会にあがってまいります。区部会で事例検討を行うということになります。区部会では事例検討を通じまして、利用可能性のあるサービス等の社会資源の再検討、そして個別の残された課題を整理いたします。そして全市で取り組むべき課題が見いだせれば、それが協議会の方にあがってくることとなります。協議会はこの区部会等から報告された課題に関する情報共有、報告された課題への対応について関係機関等とのネットワーク構築など社会資源の開発・改善に関する協議等を行います。そして必要に応じまして専門部会を設置し、専門部会は特定の事項の調査、研究等を行い、その結果を協議会に返すということになります。

そうした活動の結果を意見提言にまとめて市にご提出いただき、市はそれを障がい保健福祉計画案に反映するという関係になっております。

以上、簡単ではございますが、資料2の説明を終わります。(42:10)

【事務局】 それでは、ここまでのところで質疑応答に移ります。どなたかご質問はございますでしょうか。

【委員】 発達障がい者の相談はゆうゆうセンターで行っていただいておりますけれども、発達障がいの方たちは地域にいらっしゃいます。それで、法律の方でも精神の方に明記されましたが、精神障がい者相談支援センターが各区にできましたよね。そこが相談を受けていただけるのでしょうか。それからもし、相談を受けていただけるようなものを今後整備されていかれるようでしたら、そこの方たちも発達障がい者を支援するには、いろんな研修を受けたりしていらっしゃいますが、まだなかなか対応が難しいというふうに聞いております。今後どのようにしていただけるのでしょうか。その辺を質問したいと思います。

【事務局】 発達障がい者につきましては、手帳が精神障がい者の手帳ということになりますので、精神障がい者相談支援センターで相談を行うということになります。

【委員】 各区の精神障がい者相談支援センターでよろしいのでしょうか。

【事務局】 精神障がい者相談支援センターは各区にございますので、各区の精神障がい者相談支援センターで相談を受け付けるということになります。

【委員】 発達障がい者の方たちへの理解がなかなか進まないということを、福岡市ひきこもり成年支援者等ネットワーク会議があったときに、地活の方から話が出ていましたが、発達障がいを理解するために今、研修を受けている段階だというようなことを話していらっしゃいました。そして、ゆうゆうの相談支援者向け研修が満杯で受けられなかったということもあったようです。ぜひ地活の相談員の方々が、ゆうゆうセンターの支援者向け研修を優先的に受けられるように、またぜひそういう方たちを対象に研修を進めていただきたいというのが、私たち発達障がい者の親の会の願いでございます。

【事務局】 ご意見は承りました。

【委員】 はい。

【事務局】 ほかに何かございませんか。

【委員】 専門部会についてですけれども、今日のレジュメを見てみると就労の専門部会はできるようですけれども、それ以外の部会を作っていく必要があると事務局としてはお考えなのか、どの程度必要だと見ておられるのか。もう1点が、資料1-⑥の課題整理の流れということで、いちばん右の「協議会」のところの真ん中に専門部会の設置が可能とあるわけですけれども、今後流れが進んでいく中でないとなかなか設置ができないとなると、また1年、2年ならないと専門部会はできないのかなと思ったりするんですけれども、個人的にはワーキングチームですぐに、という気持ちがあるものですから。その辺のお考えを聞かせてください。

【事務局】 専門部会の設置につきましては、部会運営要領に記載していますとおり、まず設置しようとする関係機関が企画書を作り、それを協議会に提出し、協議会の方で設置が認められれば設置するということとなりますので、市の方でどんどん設置を認めるとかいうことではなく、設置しようとするところがまず企画書を作っていただくということが第一歩ということになります。

【委員】 区部会から事務局合同会議、協議会という流れの中で進んでいかなくても提案はできると考えてもよろしいのでしょうか。

【事務局】 手続きの方ではそうなります。就労支援部会はそういうことで今日提案させていただきます。

【委員】 わかりました。

【委員】 関連質問ですけれども、企画書を作るところと言われましたが、それは誰でもよろしいということですか。

【事務局】 協議会の関係機関であれば、どこでもよいということになります。

【委員】 その誰かが、いろんなところと連携しながら企画書を作る。例えば今日以降それを提出するタイミングというのは来年 2 月しかありませんか。それとももっと早い段階で検討が可能ですか。

【事務局】 次の協議会は来年 2 月でございますので、今日以降提出されたものについては来年 2 月の協議会で設置が承認されるという流れになってございます。

【委員】 それ以上は早くならないということですね。

【事務局】 そうですね。今のところはその予定で進みます。

【事務局】 ちょっと補足ですけれども、本日は就労の部会の方を、前回からの引き続きということもありまして、今回は事務局、障がい者在宅支援課が企画書を作ることと整理させていただいております。

以前のサブ協議会につきましては、いろいろ整理をしないといけないと思っております。例えば、部会で具体的に協議する中身などをもう少し検討していかないといけないのかなと思っております。そういうことで今回、事務局、市の方からまとめた形で提案するのが就労支援部会という形になります。

それから権利擁護の部会は、別の虐待防止のネットワークを作りますので、そちらの方で同じようなものを作ることになります。そちらの方で、と考えているところでございます。

基本的に今回の要領にあるような形で設置を進めていきたいと考えておりますけれども、事務局の方にご相談いただければというふうには思っております。

【委員】 就労支援と権利擁護の話があって、実は、西区・早良区では重症心身障がい児・者の地域生活を考えるサブ協議会を立ち上げ、提言も実は市に上げさせていただいて、継続の希望も委員から多かったので、また今後ぜひ検討いただきたいと思います。

【事務局】 重心の部会につきましては提言書もいただいておりますので、その中身を

また行政の方でも整理しなければいけません、整理する中で、今後どういったところを具体的に検討を進めていくかということだと思います。他にご質問等はありませんか。

【委員】 資料1-④のスケジュールにも関わってくるのではないかと思います、次の協議会は2月に行われるということで、それまで区部会が継続的に開かれているということで認識いたしましたが、区部会で地域課題などがちょくちょく議論に出てくると思いますが、そういうのを随時、情報としていただけないものかと思うわけです。2月までの時間はかなり長いので、その辺の情報共有がいかかなものかなと思うんです。

【事務局】 区部会からあげられてきたものは、事務局合同会議の場で一度整理をいたします。その中でどういうふうに整理を行っていくかというのが、今後の課題でございますけれども、その時点で情報共有というと、具体的にはどういう流れで考えておられるのでしょうか。

【委員】 地域課題というのは協議会にあがってくるときには2月の時点だと捉えていいのですか。

【事務局】 そうですね。協議会の場で議論していただくのは2月になります。

【委員】 区部会の中で随時どういう話し合いがなされているかという情報は流れてこないというふうには？

【事務局】 そうですね。そういうのは流れてこないですね。区部会から流れてきた課題は、事務局合同会議でいったん受けて止めて、みんなで議論して整理いたします。

【委員】 わかりました。できれば2月の会議の前に、具体的に地域課題があげられるとありがたいと思います。

【事務局】 わかりました。ほかには何かございますでしょうか。

【事務局】 ないようでしたら、次の議事に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、次第の「(1) 会長及び副会長の互選」についてお諮りいたします。協議会の会長及び副会長の互選につきましては、本協議会要綱第4条第1項の規定により、委員の互選となっております。どなたか、自薦他薦のご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

初めての開催でもありますし、どなたからもご意見等がないようでしたら、事務局から提案させていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

【委員】 異議なし

【事務局】 それでは、会長には西南大学教授の野口委員に、そして副会長には福岡市立心身障がい福祉センター センター長の花井委員をお願いしてはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

【委員】 (拍手)

【事務局】 ありがとうございます。それでは、会長を野口委員に、副会長を花井委員をお願いしたいと存じます。野口委員、花井委員よろしくお願いいたします。大変恐縮ではございますけれども、会長、副会長席にご移動をお願いいたします。

(会長席・副会長席にそれぞれ移動)

【事務局】 それでは一言ずつご挨拶を頂戴したいと思いますけれども、まず、野口会長よろしくお願ひいたします。

【会長】 会長に推薦されました野口です。よろしくお願ひいたします。この地域生活支援協議会というのは、法律では自立支援協議会ということで、平成19年にできましたけれども、僕も非常に期待していた協議会で、厚生労働省もかなり力が入っていたけれども、トップダウンでやれやれというばかりでなかなか内実が、地域格差がものすごくあると認識しています。それを福岡市は今回本気でやろうというような兆しが見えるのかなという感じで嬉しく考えています。それはなぜかと言いますと、地域生活支援と一言で言っても、ずっと付き合っている人たちや家族を考えたらそう簡単じゃない。やはり専門機関だけとか特定の相談機関だけとかでやれるもんじゃないという認識をしまして、一般のあらゆる角度の人たちがきちっと理解してもらって、まちづくりといいますか、そっち側に行かないと難しいと認識しています。そういう視点からこの会議がさっきのいろいろな質問等も本当に関係があって、僕も追加質問したいくらいだったんです。いちばん大事なのは、現場で起こっている問題の事例検討が本当にどこまでやられているのか、また本当の問題があがってきているのか、ということとして、その辺がうやむやになっていると、この会議は意味がありません。そういうことを危惧したりするわけですが、そういうことがないように、きちっと合同会議で良い課題を整理されて、その課題に対していろんな角度からここに来られている人たちとの良い意見の交流ができて、福岡市の地域生活支援はいいねとよその県からも言われるようになりたいなと願っていますので、ご協力をよろしくお願ひいたします。

【事務局】 ありがとうございます。続きまして、花井副会長よろしくお願ひします。

【副会長】 このような協議会ができたことは非常に大きな前進だと考えています。いろんな課題が山積していると思いますけれども、みなさんと一緒に考えてより良い方向へ持っていきたいと考えています。野口先生はこの分野では中心になってこれまで引っ張ってこられましたので、野口先生をできるだけ支えてやっていきたいと思っています。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 ありがとうございます。それでは、本協議会の議長は、要綱第5条第1項の規定により、会長が務めることとなっておりますので、野口会長に会議の進行をお願ひしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

【会長】 それでは議題の方に入りたいと思います。まず第1議題は区部会ですね。「区部会委員の選任」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 はい。それでは、A3横の資料で「平成24年度区部会委員名簿(案)」と記載したものをご覧下さい。そこに東区から西区まで臨時委員も含めて具体的な名前が並んでおります。全員で45人となっております。区部会の委員構成につきましては資料1―⑤でご説明いたしましたとおり、ほとんど従前の自立支援協議会の運営委員が引き続き就任

しております。区部会は準備会という形で 6 月から活動を始めております。本日選任されまして、正式に区部会が発足することとなります。以上で簡単ではございますが説明を終わります。

【会長】 今の説明に対して、何かご意見とかご質問等のある方はいらっしゃいませんかでしょうか。

【委員】 この委員の方々の任期はどのようになっておられますか。

【事務局】 区部会につきましては、委員の任期は特に設けておりません。その職にある方が異動されれば、また後任の方が引き続きということで、どんどん続いていくようになっております。

【会長】 ほかに。率直な意見を出されて良いと思いますけれども。

【委員】 児童発達支援センターがかけもちっぽくならざるを得ないわけですが、将来的には各区ごとに児童発達支援センターが 1 つずつ入るという方向性はあるのでしょうか。

【事務局】 平成 27 年度からは民間施設も含めた児童発達支援センターで障がい児相談支援事業が必須となります。そうなれば、そこが正規委員として参加するという事も検討していくこととなります。

【会長】 ほかにないでしょうか。どうぞ。

【委員】 発達障がい者支援センターは市内に 1 か所しかございませんで、職員も 8 名と少ないので、各区に 1 人ずつというのは無理だと思いますので、区部会に入っていないのは仕方ないと思いますが、実際に現場で話し合いをされるときには、発達障がいの話題がかなり数多く出てくるのが予測されますけれども、専門部会も来年 2 月までは提案できないというお話ですので、こういった位置づけで私どもは仕事をしていったら良いのかご説明いただけたらと思います。

【事務局】 ゆうゆうセンターにつきましては区部会の委員ではなく、オブザーバー、参考人として、どの区部会にも参加できる。またどの区部会からも呼ぶことができるという位置づけになっております。

【会長】 ほかにいかがですか。はいどうぞ。

【委員】 あいれふのひきこもり支援センターよかよかルームから、引きこもりや在宅などで大変な事例の中に発達障がいがかかなりいらっしゃるということを聞いております。成人期のいろいろな問題を抱えている人たちが発達障がいがあるように見えなくてもそういう可能性がかかなりあると言われてはいますが、やはり私もそのように見ております。しかし、成人期の方は精神障がい者相談支援センターや地域活動支援センターで相談を受付けると言われていますけれども、現在はなかなか対応が難しいところもございますので、ゆうゆうセンターの方がどこかできちんと入っていただくことが大事ではないのかと、親の会としてそのように思っております。よろしく願いいたします。

【会長】 要望ということでよろしいのですか。

【委員】 はい、要望です。

【会長】 はい、ほかにおりますでしょうか。

【委員】 この区部会の中の相談支援事業所というのは、委託の事業所というふうに認識しているんですけども、今年度から市の指定を受けて計画相談を作る特定相談支援事業所で、委託を受けていない事業所の意見はどのように拾って反映していくのか疑問に思います。

【事務局】 委託を受けていない相談支援事業所につきましては、この協議会の中でどう取り扱っていくかというのは、今後の課題としてこちらで考えさせていただきたいと思えます。

【委員】 わかりました。

【会長】 はい、ほかにありますでしょうか。

【委員】 確認なんですけれども、ゆうゆうセンターと同じように市全体の相談を受けておりますが、オブザーバーとして区部会に呼んでいただく場合と、併せて、障がいのある方の就労支援の中でも、様々な障がい特性をお持ちで、相談が複雑なケースの方もいらっしゃるの、逆に私どもの方から、その区にオブザーバーとして参加させていただきたいという様なやりとりは大丈夫でしょうか。

【事務局】 就労支援センターにつきましては、就労支援センターの方から、その障がいの方が居住している区の区部会に出席できるということを、部会運営要領の方に規定しております。具体的にはどうするかと申しますと、私ども協議会事務局で各区部会の開催日程は把握しておりますので、行きたい区部会の開催日程を私どもにお尋ねいただいて、私どもの方から日程をお教えする。そして、私どもから各区部会事務局の方に次回の区部会には就労支援センターが来られると連絡して受け入れてもらうということで考えております。

【委員】 まずはそちら（協議会事務局）とのやりとりとなるのですね。

【事務局】 今のゆうゆうセンターと就労支援センター、その他の相談支援事業所なんですけれども、オブザーバーとして随時参加できるとなっておりますので、開催スケジュールや日程など、実際そういう情報がうまく行くかということだろうと、今の段階では思います。その辺の情報がうまく行くように事務局の方で注意をして、そういった情報がここに書いてあるだけで終わらないように注意したいと思いますので、こちらで検討させていただきます。

【会長】 ほかにありますでしょうか。今あがっていた共通の視点としては、現場で具体的な地域課題を持たれている当事者の方たちが、本当にそれがきちっと吸い上げられていっているのだろうか、支援がどこかで体よく回されたりしていないのだろうかという心配が背景にあるからだと思うので、事例検討と書いてあるところが相当大事だと思うんですよね。そこに感性があまりないと事例検討にならなかつたりするということで、いろんな方に情報が、個人情報保護の問題はあるんですけども、問うていくような場があるんじゃないかなと思うんですよね。そこがここなのかなと思われて、皆さん質問さ

れているのではないかなど。それが年に3回とか、そういうことでいいのかというところはあるので、もう少し密に、そういうことを検討してもらおうとすっきりするのかなと思います。今言ったことも含めて、ほかに何かあるでしょうか。ないようでしたら、委員の選任について、ご賛成の方は拍手をお願いいたします。

(拍手)

はい、ありがとうございました。では、議案2の「就労支援部会の設置」について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、福岡市障がい者等地域生活支援協議会就労支援部会設置の企画案について説明させていただきます。資料のいちばん最後にA4 1枚で企画案がございますので、お手元の資料をご覧ください。

まず、1番目の設置の目的ですが、本市の障がい保健福祉計画におきましても、「障がいのある人もない人と等しく地域の中で自立し、社会の一員として共に生きる共生社会の実現」を施策の目標像に掲げておりますが、障がい者の就労支援はその目標像の達成に大きく寄与するものだと考えております。そのため、本市の障がい者の就労支援施策を進めていく上で生じる課題の把握や、その課題を解決し、障がい者の就労促進を図ることを専門的に協議する場として、福岡市障がい者等地域生活支援協議会就労支援部会の設置をさせていただきたいと考えております。

2番目の名称についてでございますが、従来のサブ協議会でも使用させていただいておりました「ふくおか就労支援サポーターズ会議」の名称を今後も使用させていただきたいと考えております。

3番目の協議内容ですが、障がい者の就労支援に向けた関係機関との情報交換など連携の緊密化に関する事項、障がい者の就労支援に伴う課題に関する事項、障がい者雇用の推進を目指した今後の取り組みについての検討事項等を協議する場とさせていただきたいと考えております。

4番目の事務局ですが、本年度中は障がい者在宅支援課でさせていただきますして、25年度以降は福岡市障がい者就労支援センターでお願いしたいと思っております。

次に、委員の皆様の選出機関等でございますが、福岡市障がい者就労支援センター、福岡市内を所管する各公共職業安定所、福岡障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター野の花、相談支援機能強化専門員、福岡市障がい者就労支援ネットワーク、福岡市民間障害施設協議会就労支援部会の皆様に委員をお願いしたいと考えております。

スケジュールにつきましては、2か月に1回程度開催させていただきたいと考えております。よろしくをお願いいたします。

【会長】 ありがとうございました。今の説明で、何か質問や意見等のある方は。

【委員】 はい。

【会長】 どうぞ。

【委員】 発達障がい者支援センターの6割は成人の方でいらっしゃいますけれども、

成人のお話の中で就労は当然大きな課題なんですけど、今、選出機関を見させていただいて、私どもが抱えている成人期の就労に関わる課題をどこで吸い上げていただけるのかなというのを危惧いたしました。ここに並んでいる機関は、すぐに働くということを念頭に置いて選ばれていると思うんですけども、私どもの相談機関にお見えになっている方たちはすぐには就労は無理かもしれないんですけども、じゃあ生活が課題なのかと言えばそうではない、そこがかなり、そこが非常に密接に複雑に絡んでいて、その整理をすれば就労も近いかもしれないという方たちも多くいらっしゃいますので、発達障がいの方々のような高機能の方たちの就労にまつわる課題をどこでどのように調べていただければ、この企画案を拝見して少し見えにくいなという思いを抱いております。

【委員】 すいません、関連してよろしいでしょうか。成人期の発達障がいの高機能自閉症アスペルガーの親の会には70名ほどおりますが、その中の就労支援を受けながら10名くらいは就労してあと10名くらいは支援を受けています。しかし在宅というか、その手前の人たちが4割くらいおります。就労に即いける人はとても少ないんですよね。その手前の部分を支援したら結構いける方たちもいらっしゃるんです。だからその辺の支援をどんなふうに市では考えていただいているのかなと。さっきのご意見と関連しての質問とお願いを兼ねてです。

【事務局】 部会の委員の関係ですけれども、発達障がい者の就労支援の関係はこの部会の中でも大きな課題の1つではないかと考えております。委員の方たちはここに挙げさせていただいている方たちですけれども、発達障がい者の就労の課題を検討するときには、発達障がい者の就労を支援している機関の方にオブザーバー参加なりしていただいて、お話を聞かせていただきながら進めさせていただきたいと思っております。

【会長】 ほかに何かありませんでしょうか。

【委員】 区部会に関しても、専門部会に関しても、オブザーバー参加でお声掛けいただいて、発達障がいの課題に関して一緒に協議できるという先ほどからのご説明で期待しておりますが、先ほど会長がおっしゃられたように、かなり事前にいつするよということをご連絡いただかないと身動きがとれないという状況になりますので、本当に事前のご連絡をいただきたいと思っております。といいますのは、これまで自立支援協議会の運営委員会というのが行われておりましたけれども、運営委員会の日程が直前に決まってご連絡いただいたときには、うちの職員全員に面接の予定が入っていて動けないということがございましたので、その辺はご考慮いただいて、私どももぜひ参加させていただけるような形にさせていただけたらと思います。

【事務局】 十分なスケジュール調整をして、お願いさせていただきたいと思っております。

【会長】 今のようなものができるときに、発達障がい者支援センターを入れてはいかがでしょうか。この際、1人、発達障がいの就労専門の方を入れていくと決めれば、すっきりするような気がするんですけども。さっきも精神障がいの相談支援センターはできた

けれども発達障がいは見れないと言っているなどと。出先がそういうことを言っているようじゃだめなんですよ。そういうことを根本的に考えないと。どんな人が来てもこの部会全体で見れるというふうにすることが大前提だと思うんです。縦割りで分けられているところをこの際きちっと。本当に地域生活をすと思ったら、最低限、支援計画を立てることができる機能がどのセンターにもないといけない。そういう研修をしているのかということも含めて。していなければこれからはないといけないと思いますが、そういうことも含めてどうでしょうか。

【委員】 関連して。

【会長】 はい、どうぞ。

【委員】 会長がおっしゃられたこととは少し違うかもしれませんが、事例としてお話したいんですが、私、身体障がいの相談員をやっているんですね。オストメイト関係が主に来るんですけども、結構ほかの障がいを持った方も来るわけですね。最近、知り合いのケアマネージャーから電話があって、西区の40代のリウマチの人が東区に今日移動するというので、ある程度支えていかないといけないということで、東区に電話したら、地域生活支援センターは身体障がいの者は今のところ見ていませんという話があったということで、そのケアマネージャーからどうなっているんですかと電話が入ってきたんですけど。

私が今回この会議に興味を持ったのは、障がい者等地域生活支援協議会ということで、障がい者等というから、これだったら包括的に論議して底辺は救っていく。そのためには障がい者への研修も必要だろうし、高齢者や健常者を支えてきた民生委員さんと障がい者との意見の共有をしていくためには、やっぱり合同会議とか、そうことをやることによって、認識の底辺が広がって、こういう協議会にあがってくると。だから、一部門だけの問題ではなくて、全体の障がい者等の地域生活を包括的に僕ら自身が構えていかないと、論議がどうしても自分のところだけの障がい者だけの論議に陥ることが出てくるなど。

最近、私のところにも会社の人事課から障がい者で就職したい人を探していると入ってきているんですね。30代から40代。当然これから先企業は2.0%の障がい者を雇用しなければならないという法律が来年度から出てくると思いますので、企業としてもそういう動きを少しずつしてきていると。私はまあちょっと待ってくれと、就労支援センターとかがあるからと。そこの会社は4階建てで1階はスロープの階段でエレベーターがないんですね。ハローワークにも行って相談もしたらいいんですけども、車いすの方はその会社は無理だと言うんですね。しかしそれは企業側の論理でね。それも補助事業があるはずなので、エレベーターをとりつければよいわけです。まあ、今度人事の役員さんと会うことにしているんですが、そういう話が出てきている。

こういう会議は福岡市が率先してトータル的に進めていかないといけないだろうということで、さっきの会長の意見のフォローができればと思って発言させていただいたので、そのあとに事務局は区部会は原則として毎月開催すると、我々協議会は来年2月まで待た

なければならぬわけですね。毎月開催していれば、事務局で区部会のある程度レジュメができて、その翌月くらいにはある程度情報が流せるだろうと考えるんですが、その辺の体制はいかがでしょうか。以上、質問しておきます。

【事務局】 まず就労支援部会の委員の選出機関に発達障がい者支援センターをとこの話につきましても、これは案でございますので、協議会で協議していただいて、ほかの機関も必要だということであれば、それで決めていただければと思います。

それから、相談員さんと相談支援事業所のお話とか、ほかにも今日いろいろ出ていることというのは、この協議会がネットワークをどう作っていくかということが基盤にある中でおそらく弱いところの問題が出てきているのだろうと思います。その辺の問題についてはこの協議会で詰めていっていただきたいと思ひますし、そういう視点で区部会の方も見ていただけるような形を考えていけたらと思ひます。

それから、区部会等の情報につきましても、当初は来年 2 月に報告するような形でしたが、逐次ということであれば、7 区で毎月やっているのだからかなりの情報量になります。そこで議事録等もしっかりとってやっているわけですが、その辺をどうするのか。今日の会議ではその辺の情報が年 2 回とか 3 回の協議会にあがるだけでは問題じゃないかということだろうと思ひますので、その辺は検討させていただけたらと思ひます。

【会長】 よろしくお願ひします。すごくみなさんやる気があるみたいですので。

就労の選出機関に発達障がい者支援センターを入れるということに対して、何かご意見のある方はいらっしやいますでしょうか。

【委員】 このメンバーというのは、今までのメンバープラス民間協の方にも今回入っていただいて、一般就労を目指すという場合と、福祉的就労を目指すという場合などの全体的な相談を受けているところで、まずは集まったメンバーです。

これまでも部会として活動してきた中で、発達障がいの課題が出てきたり、一般の高校にいらっしやる方の中にも難しい課題を持っている方たちがいらっしやって、それがハローワークの相談窓口にもよく相談に来られるようになったとのことから、学校の先生にも来ていただいたり、発達障がいに関するアンケートをとったりだとかというように、就労支援の現場で抱えている課題がいろいろ出てきました。そうして見えてきた課題に応じて、いろいろな方にオブザーバーで来ていただいてやってきました。

ですので、「ここ」というだけで入れていくのがいいのか、それとも部会のメンバーで話していく中で、まさに課題が出てきたところでぜひ入ってくださいと言っていくのがいいのか検討しながら、メンバーを募っていくというのがいいのかと思ひます。おそらく発達の方の話題はつきないと思ひます。ですので、いずれ正式にお願ひということになるやもしれません。

それから先ほどおっしゃいましたように、企業の動きが活発になってきている感があります。そうするとそういった企業に対する雇用支援をどうしようかといったテーマも出てくるんですね。

テーマは多岐にわたってくるので、今、何が必要か、というところをまずこのメンバーで整理されて、そのうえで新たなメンバーを検討されてはいかがでしょう。

【会長】 かがでしょうか。それでいいでしょうか。それともやはり入れておいた方がいいと思われる方はいらっしゃるでしょうか。

【委員】 僕が把握している感じでは、やはりこの就労支援部会は一般就職に向けたものであって、そこにあまりいろいろな話題が入りすぎるのはどうかなと思うんですね。一般就職と福祉就労の議論を一緒にできるかというのは、できないことはないでしょうが、ピントはかなりずれてくるだろうと考えておりますので、先ほどお話のあったゆうゆうさんというのは将来的に考えるとした方がいいと。やはり今は一般就職をどうするかという議論をするわけですから、実際問題として一緒に議論していくのは難しいところもあるのかなという気がしております。

この就労支援部会に、訓練的な場、いわゆる福祉就労的な場も加えるということであれば、もう1回再構成して、一般就職と福祉就労とに大きく議論の場を分けないと、実質的な議論はできていかないのかなと思います。今いただいている案ではあくまでも一般的な就職のことを議論する場にしていこうという案でございますので、やはりこの委員のまま進めていながら、必要に応じてオブザーバーとして、ゆうゆうさんに参加を求めて意見を聞いていくという形にした方が実質的かなと思っております。

ただ個人的な意見を言えば、就労支援部会という名前で就職支援一本になってしまますと、福祉就労をやっている側から言えば、福岡市というのは福祉就労は就労支援とは言わないのかなという捉え方もしております。私は就職支援というふうに分けて使ったりもしていますので、個人的には就職支援部会と言いたいなと思っております。福祉就労と言うのも非常に大事になってきてまして、これまでのような福祉施設という考え方ではなくて、一定のケアを受けながらも本格的にきちんと働いていける場にしていくという思いもある中において言っているわけでございます。

ただ、一番申し上げたいのは議論の場において、いろいろな話題が混ざってくるとピントもぼけてくるだろうと思っておりますので、この部会に関しては就職支援の専門の人たちが話し合いを進めていく中で、必要に応じてオブザーバーで呼んだ方がいいんじゃないかなというふうに思います。

【委員】 はい。

【会長】 はい、委員。

【委員】 きっと中身的には、委員のおっしゃったとおりなんだろうなというふうに想定して、最初の質問をさせていただいたんですね。となるとやはり高機能の成人たち、そして就労か福祉的就労かというふうに2極化できない人たちがたくさんいるんだという現状の中で彼らの就労をどう考えていくのかということが吸い上げられないなという印象を持って質問したんですね。だからゆうゆうセンターが入って、そういった人たちの問題をそこで論ずることで、この就労支援部会が本来目的としていることがごちゃごちゃになる

ということは避けなければいけないんですが、それはよくわかっています。

ただし、じゃあ就労支援部会の中には、そういう成人で就労できそうなんだけどもその手前の課題が整理できずにいる人たちの就労をどう考えるのかという問題が抜け落ちてしまうのではないかという危惧をもって最初の質問をさせていただいたので。

この中に私どもも入るかどうかだけではなく、今、最後の方で私見としておっしゃいましたけども、もう少しそういったことを論議する場がほかにできないものかということも含めて、ちょっとご意見を申し上げました次第です。

【委員】 そのために就労支援部会というのができるんじゃないんですか。そういう論議は、部会でガンガンやらないといけないんじゃないかと思います。それを事務局がまとめて、この協議会に乗っかってきて全体のレベルの中で、よりいい方向のネットワークができれば一番いいんじゃないかという気がしております。

【事務局】 すみません。口を挟んで申し訳ないんですけども。委員が言われた発達障がい者で一般就労にも乗っからない、福祉的就労にも乗っからない人たちについてどうやっていくのかというのを別に協議する場につきましては、そちらがやっている発達障がい者支援協議会はそういう議論の場としては使えないのでしょうか。

【委員】 はい。すでに発達障がい者支援協議会というものは福岡市では立ち上がっておりまして、成人部会の方で就労が話題になっておりますけれども、生活支援協議会の部会として今度新しく就労支援部会ができるというところの議論を今されているわけなので、その中ではどう考えていかれるのかなということでご質問させていただいたわけなんです。

今のご提案は、発達障がい者支援協議会の中でもう少し就労のことを議論したらいいのではないかということですが、それも含めて考えていかなければいけないと思いますが、この大きな協議会の中で議論することにも意義があるかと思しますので、そういう意味でどうなるのかなと思ってご質問させていただいた次第です。発達障がい者支援協議会成人部会でも就労は1つの話題とはなりますけれども、ほかにもたくさん課題もございまして、もっと広く、またこういった場でそのことを議論することにこそ意義があるのかなと思います。

【会長】 どうでしょうか。僕も一番最初の会長の表明のときに話をしたんですけども、今、縦割りの話ですよ。これをやはり取り払うような発想をしていかないと。

例えば今就職の話になっているけど、この子を無理やり就職させて、というか就職が目的になっていて挫折されたりしている人が多いと。そのときにもう少し待つてあげた方がいいんじゃないですかとか、この辺難しいですよ、これは。その辺の議論が本当に当事者のことを考えてやるような場があるのかな。なんか目的がイケイケどんどんじゃないけども、成長ばかりという方が今までは強かったと。企業就労というのはそっち側にさせればいいのかなど。じゃなくてももう少しゆるやかにしていいから、みんながきちんといい生活ができるようにするということがこの協議会の大事な根本的な目標かなと思ってる

んですが。

だから障がい別とかそんなのは取り払って、1人の人として、本当に困って生活できない状態にある人たちはどういう人たちなのかということがあがってきて、そういう人たちはどうするかと。障がい名とかも取り払っていいのかも。コミュニケーション障がいの人たちと精神の発達も入ってきますよね。そういう問題とか、福岡市でどっかの病院にずっと入っていないといけないんだとか、どっかの入所施設にずっと入っておかないといけないんだとかという、なんでそういうふうになるの、地域で生活できないのという、支援がものすごく難しい人たちが例に出てくるような。

それをしないといつまでも縦割りの問題で先に進まないような気がする。今の議論もそれに近いなという、それに陥っているのかなと思ったんですけどもね。

ところで、発達障がい者支援センターの人が常時ここに入ることはいかがでしょうか。

【委員】 相談窓口でその方に合った支援をどうするのかを考える際、当事者のスキルのない方の課題もあります。支援者のスキルをどうあげていくかという問題も出てきますし、企業側へのアプローチをどうしていくかということも就労支援の一環で出てきます。高次脳の方の課題、難病の方の課題など様々な課題が出てきます。

そうするといろんな方に入っていた方がいいのかということになると、こんなに組織が膨れてきます。そうなるとうとしたものかなと思います。どこの範囲まで参集するのかということですね。

【委員】 先ほど出た、一般就職も難しい、福祉就労も難しいという、この福祉就労も難しいというのは、専門家である僕たちがまだニーズをとらえ切れてないんだろうという、そういったタイプの人たちが堂々と働いているといえるような場所づくりに変えていかなければいけないと思っております。受け止めていけるようにしていかなければいけないと思っているわけですが、本音の本音を言えば、就労支援部会の中に福祉就労のセクションを置いていただければそれが一番いいと思っているんですが、組織が膨らんでいくのがどうなるんだろうと。

やはり2極化しないと現実的な議論はできないと僕は思うんですよね。中には重心の人たちだって働きたいと言っていますよ。この人たちが入ってきても現実的には議論が難しいと思うんですよね。これから大きく組織を切って2つのセクションづくりからやりますよという話になれば、それが一番いいなと思うんですけども。

今までの流れもあるので、やはり1年くらいかけて、就労支援部会の組織をどうしていくかというのを考えた方がいいのかなと。一応今回に関しては今までの流れを踏まえて、一般就職支援に特化した形で進めていきながら、検討していければと思っています。

福祉就労も難しいといったタイプの人たちに対しては、福祉就労の人間として、またときめきショップをお預かりしている立場の人間としても、就労継続支援B型という形がそれに一番近い形かもしれませんが、そのネットワークもありますので、一方では意見交換もしながら部会を運営させていっていただければと思っています。

【会長】 どうでしょうか。提案された案でよろしいでしょうか。とりあえずいろいろと課題を出してもらって、そこで検討していくということでもよろしいでしょうか。意見がいろいろと出たこと自体が非常に良かったなと思いますので。じゃあ、事務局提案に賛成の方は拍手でお願いいたします。

(拍手)

はい、ありがとうございました。それではその他、ぜひこの場で言っておきたいという方はいらっしゃいますでしょうか。ないのでしたら、これで私の役割を終わりたいと思います。事務局の方、よろしくお願いいたします。

【事務局】 本日は、誠にありがとうございました。次回は、来年 2 月頃を一応予定しております。人数の多い会ですので、11 月頃から事務局から日程を調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

今日いろいろといただきました課題についてはまた整理をさせていただきますして、次回ご報告したいと思いますし、情報共有の話などは必要であれば前倒しも必要と思っておりますので、そこを含めて事務局の方で検討させていただきたいと思います。

以上をもちまして、平成 24 年度第 1 回福岡市障がい者等地域生活支援協議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。